

# 明日への力

## 日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門  
マネジャー 石田 健太

24



二〇一八年は生鮮卸売市場にとって大きな転換点となる二つの法律が改正された。食品等流通合理化促進法(食流法)と卸売市場法である。前者は即日、後者は二〇二〇年六月から改正法に基づく政策が施行される。新制度では市場開設の際の行政手続きの変更や一部取引ルールが各市場の裁量に委ねられる等多岐にわたる。その中で市場関係者にとって目下の懸案事項は食品等流通合理化計画の策定である。旧法では、卸売市場は基本方針に基づいた老朽化対策や品

質・機能の整備について一定額を国から支援されていた。しかし改正法では、食流法が定める基本方針に基づく事業計画が消費者および農林漁業における利益の増進に寄与すると認定された卸売市場のみに支援されることとなる。つまり本年は改正法施行後における卸売市場の機能強化方針の策定と、それ自体が国からの支援を得られるか否かの瀬戸際であるといえる。

食流法が定める事業方針には「流通の効率化」「衛生管理の高度化」など従来の市場機能のほか「情報通信技術その他の技術

## 卸売市場法改正に伴うデジタル

## イノベーションの必要性

の利用」のようにデジタルテクノロジーの活用が推奨されている。デジタルテクノロジーの活用によって想定できる世界は数限りないものの、それらが本当に「消費者および農林漁業における利益の増進に寄与する」とは限らない。また、そうならない限り卸売市場そのものが、社会に必要な存在でなくなることは明白である。本稿は卸売市場の業務領域におけるデジタルテクノロジーを活用したイノベーションの可能性について論ずる。

「物流」の三つに大分される。「決済」「入荷」「デジタルトレンド」は「キャッシュレス」となる。生鮮卸売市場にとってキャッシュレス決済導入の短期的なメリットは、決済・入金処理効率の向上、キャッシュフローの高回転化、与信リスクの軽減や決済データによるマーケティング強化などに寄与する。また長期的な視野では、サプライチェーンで一気通貫のキャッシュレス経済圏を構築することで多大なメリットが想定できる。具体的には、消費者と小売の間でキャッシュレスが進められたとしても、小売は新たな仕入のために蓄積されたデジタル通貨を日本円に換金して仕入を行う必要がある。これをデジタル通貨で仕入までができるようになれば、その流通経済圏はより強固なものとなり、持続的な取引に繋がる可能性が高い。「決済」においては短期的な業務効率化だけでなく、長期的な経済圏構築までをいかに方針が求められよう。

卸売市場における「営業」は価格形成・集荷機能が最も重要な機能である。この領域ではIoT/AIの活用が最も期待されているといえよう。生産者側における収穫量・品質・規格などの情報を流通側の需要と併せることで、最適な価格形成のサポートが可能になるだろう。ここでポイントとなるのは流通上の商慣行や経験知をどのようにインプットするかである。市場流通による価格形成は各市場における取引実績や人間関係、貸し・借りなど複雑な要因で形成されているものであるため、IoT/AIのアウトプットをそのまま使うのではなく、出されたアウトプットをどう活用するか、という視点での活用になると類推する。

「物流はネットスーパー支援という側面から考えてみたい。流通大手はEC専用倉庫を設けることで、受注キャパシティを増大しているが、中小規模の小売でそうした拠点を設けることは大きな負担となる。これに対して卸売市場が商品の保管・加工・配送などを代行することができれば、大手と遜色のないサービスの実現が可能になる。既に各機能を卸売市場は保持しており、どう情報を繋ぐかが鍵となる。

生鮮卸売市場は長くアナログな商慣行が染み付いている業態ではあるが、デジタル活用による周辺産業への支援こそが魅力のあるプラットフォームを目指すうえで欠かせない要素であり、法改正後の強化方針に加えられることを期待する。

卸売市場の業務領域は「決済」「営業」

いるといえよう。生産者側における収穫量

\*記事に関するお問い合わせは [mlr@jri.co.jp](mailto:mlr@jri.co.jp) までお願い致します。